

## 昭和40年度公営住宅標準建設費

(昭和40年4月1日付建設省発住第42号)  
建設省事務次官通達

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第7条第3項の規定による昭和40年度の公営住宅標準建設費は、次のとおりとする。

### 第1 標準建設費の構成

公営住宅の標準建設費は、別表第1に掲げる種別および構造別ごとに、第2以下に定める方法により算出した建設工事費および附帯事務費の合計額とする。

### 第2 公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第2条第1項第1号の事業をいう。以下同じ。)における建設工事費の算出方法

公営住宅建設事業における建設工事費は、別表第1に掲げる1戸当たり建設工事費に建設戸数を乗じて得た額とする。

### 第3 次年度以降建設用地取得造成事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第3号の事業をいう。以下同じ。)における建設工事費の算出方法

次年度以降建設用地取得造成事業における建設工事費は、別表第1に掲げる1戸当たり用地取得造成費に次年度以降の建設戸数を乗じて得た額とする。

### 第4 災害公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第4号の事業をいう。以下同じ。)における建設工事費の算出方法

災害公営住宅建設事業における建設工事費は、別表第1に掲げる1戸当たり建設工事費に建設戸数を乗じて得た額とする。

### 第4の2 既設公営住宅復旧事業における建設工事費の算出方法

既設公営住宅復旧事業のうち、公営住宅の建設にかかる建設工事費は、別表第1に掲げる1戸当たり建設工事費に建設戸数を乗じて得た額とする。

### 第5 建設工事費の特例

次の各項の一に該当する場合の建設工事費は、第2から第4の2までの規定にかわらず、当該各項に定める1戸当たり建設工事費に建設戸数を乗じて得た額とする。

#### 1 用地取得造成費を控除する場合

すでに、用地取得造成費について国の補助金の交付を受けた用地に建設する場合の1戸当り建設工事費は、第2、第4又は第4の2の規定による1戸当り建設工事費から1戸当り用地取得造成費を差し引いた額とする。ただし、既設公営住宅の建て替えの場合で新たに用地買収費又は借地権の取得に要する費用を必要とする用地についてはこの限りでない。

#### 2 建設工事費を増額する場合

次の各号の一に該当する住宅で、建設大臣が特に必要があると認めたものの1戸当り建設工事費は、第2から第4の2まで又は前項の規定による1戸当り建設工事費にイからまでは150,000円まで、トは450,000円以下で建設大臣が認定した額を加算した額とする。

- イ 階数2以上の住宅で、特殊基礎工事を施工するもの
- ロ 階数2以上の住宅で、公共建築物、店舗等を併存させるもの
- ハ 優良な模範的住宅団地とするために必要と認める建設工事を施工するもの
- ニ 必要と認める試作住宅の建設工事を施工するもの
- ホ 量産公営住宅で、別表第1に掲げる種別および構造別ごとの1戸当り平均床面積が、実施上やむを得ず同表に掲げる標準床面積を著しく超えるもの
- ヘ 前項本文に該当する場合で、必要と認める宅地造成工事を施工するもの
- ト 集会室付住宅

#### 3 標準床面積未満の場合

別表第1に掲げる種別および構造別ごとの1戸当り平均床面積が同表に掲げる標準床面積未満の場合の1戸当り建設工事費は、第2から第4までの規定による1戸当り建設工事費にその平均床面積を標準床面積で除した数値を乗じて得た額とする。

#### 4 団地が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、1戸当り建設工事費の高い地区に属する部分が相当の面積に

なる場合の1戸当り建設工事費は、その団地の全域が1戸当たり建設工事費の高い地区に属するものとして算出した額とする。

#### 第6 附帯事務費の算出方法

附帯事務費は、第2から第5までの規定により算出した建設工事費に、別表第2の区分に従い、同表に掲げる附帯事務費算出割合を乗じて得た額とする。

#### 第7 金額の整理

第2から第6までの規定により建設工事費および附帯事務費を算出する場合には、国の補助率が二分の一の場合にあっては2,三分の二の場合にあっては3でそれぞれ割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

(1) 内  
別表第1

## 1 戸当り建設工事費一覧表

(金額 単位千円)

構造別	標準床面積	地区別	1戸当たり建設工事費	第1種				第2種			
				建設工事費内訳				建設工事費外費			
				主	付	副	小計	特	木	床面積	特
木 造	36.0m <sup>2</sup>	特	1戸当たり建設工事費	714	720	440	44	484	236	124	594
			主	650	608	570	52	552	166	86	552
		一般	付	590	424	42	466	86	124	86	486
			副	534	534	406	40	446	166	96	465
			小計	570	532	514	52	552	124	96	495
	36.0m <sup>2</sup>	多雪・ 寒冷	1戸当たり建設工事費	852	876	768	520	570	282	306	747
			主	876	722	676	520	570	198	152	651
		一般	付	722	676	622	50	570	106	82	627
			副	666	622	510	50	560	152	106	564
			小計	666	622	510	50	560	106	82	555
	36.0m <sup>2</sup>	多雪・ 寒冷	1戸当たり建設工事費	712	722	666	510	570	282	306	747
			主	666	622	510	50	560	198	152	651
		一般	付	722	676	622	50	570	106	82	627
			副	666	622	510	50	560	152	106	564
			小計	666	622	510	50	560	106	82	555

平家建	簡易耐火構造2階建	36.0m <sup>2</sup>	特	第1種				第2種			
				建設工事費内訳				建設工事費外費			
				主	付	副	小計	特	木	床面積	特
中層 耐火構造 2階建	42.5m <sup>2</sup>	特	1戸当たり建設工事費	738	646	492	48	540	198	106	594
			主	692	622	492	48	540	152	82	552
		一般	付	1,040	956	690	68	758	198	106	486
			副	910	844	840	64	758	152	82	495
			小計	910	844	840	64	758	106	82	495
	42.5m <sup>2</sup>	多雪・ 寒冷	1戸当たり建設工事費	892	846	674	66	740	198	152	594
			主	892	846	674	66	740	106	82	552
		一般	付	916	870	654	64	718	198	152	594
			副	870	824	800	62	718	106	82	552
			小計	870	824	800	62	718	152	106	555
	42.5m <sup>2</sup>	特	1戸当たり建設工事費	1,214	1,238	850	82	932	198	106	594
			主	1,214	1,238	850	82	932	152	82	552
		一般	付	1,084	1,038	1,016	1,014	1,014	106	82	486
			副	992	992	992	992	992	106	82	552
			小計	992	992	992	992	992	106	82	555
	42.5m <sup>2</sup>	多雪・ 寒冷	1戸当たり建設工事費	1,086	1,040	808	80	886	198	152	594
			主	994	994	970	970	970	106	82	552
		一般	付	994	994	970	970	970	152	106	555
			副	970	970	970	970	970	106	82	555
			小計	970	970	970	970	970	152	106	555
	42.5m <sup>2</sup>	特	1戸当たり建設工事費	1,089	1,089	891	891	891	198	106	594
			主	993	993	993	993	993	152	82	552
		一般	付	924	924	924	924	924	106	82	486
			副	906	906	906	906	906	106	82	552
			小計	906	906	906	906	906	152	106	555
	42.5m <sup>2</sup>	多雪・ 寒冷	1戸当たり建設工事費	948	948	830	830	830	198	106	594
			主	948	948	948	948	948	152	82	552
		一般	付	903	903	903	903	903	106	82	486
			副	885	885	885	885	885	106	82	552
			小計	885	885	885	885	885	152	106	555
	42.5m <sup>2</sup>	特	1戸当たり建設工事費	1,080	1,080	744	744	744	198	106	594
			主	993	993	993	993	993	152	82	552
		一般	付	924	924	924	924	924	106	82	486
			副	906	906	906	906	906	106	82	552
			小計	906	906	906	906	906	152	106	555

(1) 内地

別表第1  
1戸当り建設工事費一覧表(つづき)

(金額 単位千円)

構造別	標準面積	地区別	1戸当たり建設工事費	種				建設工事費内訳				
				建設工事費内訳		準	地区別	1戸当たり建設工事費		主	工事費	
				工事費	用地取付費			構	造			
簡易建集会所(農山宅) 耐火構造平村	50.0m <sup>2</sup>	特よび 多雪	870 一 般	706 68 66	774 744	96	面家向 易建集会所(農山宅) 耐火構造平村	特よび 多雪・寒冷	870 一 般	705 69 66	774 744	96
簡易建集会所(農山宅) 耐火構造平村	50.0m <sup>2</sup>	特よび 多雪・寒冷	960 一 般	788 76 74	834 834	96	簡脂向 易建集会所(農山宅) 耐火構造2村	特よび 多雪・寒冷	960 一 般	789 75 75	864 834	96
中層耐火構造村向集会所(農山宅) 耐火構造平村	50.0m <sup>2</sup>	特よび 多雪・寒冷	1,158 一 般	968 94 92	1,062 1,032	96	中層耐火構造村向集会所(農山宅) 耐火構造平村	特よび 多雪・寒冷	1,158 一 般	969 93 90	1,062 1,032	96

## (地区別内訳)

地区別	地 域
特地区	東京都, 大阪府, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 静岡県の1部(熱海市), 愛知県, 京都府(ただし福知山, 舞鶴, 綾部, 宮津の各市, 北桑田群美山村, 天田郡夜久野町, 加佐, 与謝, 中, 竹野, 熊野の各郡を除く), 兵庫県(ただし, 豊岡市, 城崎, 出石, 美方, 養父の各郡, 朝来郡和田山町を除く)
多雪・寒冷地区	離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき昭和40年4月1日現在において指定されている離島振興対策実施地域
奄美地区	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 長野県, 山梨県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県の1部(高山市, 郡上, 益田, 大野, 吉城の各郡), 滋賀県の1部(坂田郡伊吹村, 東浅井郡浅井町, 伊香郡木之本町, 余呉, 西浅井の各村, 高島郡マキノ, 今津の各町, 枯木村), 京都府の1部(福知山, 舞鶴, 綾部, 宮津の各市, 北桑田郡美山村, 天田郡夜久野町, 加佐, 与謝, 中, 竹野, 熊野の各郡), 兵庫県の1部(豊岡市, 城崎, 出石, 美方, 養父の各郡, 朝来郡和田山町), 鳥取県, 島根県の1部(松江, 出雲, 大田, 安来, 平田の各市, 八束, 能儀, 仁多, 大原, 飯石, 篠川, 邑智, 美濃, 鹿足, 穏地, 周吉の各郡, 那賀郡旭町, 金城, 弥栄の各村)
一般地区	上記以外の地域

地区別	地 域
イ	東京都
ロ	大阪市
ハ	横浜, 熱海, 名古屋, 神戸, 芦屋, 広島, 福岡の各市
二	仙台, 市川, 千葉, 川口, 川崎, 横須賀, 鎌倉, 逗子, 新潟, 甲府, 金沢, 岐阜, 伊東, 静岡, 大津, 京都, 堺, 池田, 布施, 豊中, 守口, 吹田, 茨木, 高槻, 八尾, 箕面, 尼ヶ崎, 西宮, 伊丹, 奈良, 和歌山, 岡山, 吳, 下関, 徳島, 北九州, 久留米, 大牟田, 飯塚, 長崎, 佐世保, 熊本, 大分, 別府, 鹿児島の各市 神奈川県足柄郡湯河原町
ホ	青森, 八戸, 盛岡, 釜石, 塩釜, 石巻, 秋田, 山形, 鶴岡, 会津若松, 郡山, 福島, 平, 水戸, 日立, 土浦, 日光, 宇都宮, 足利, 桐生, 高崎, 前橋, 浦和, 大宮, 与野, 蕨, 川越, 船橋, 松戸, 習志野, 市原, 藤沢, 小田原, 平塚, 茅ヶ崎, 相模原, 長岡, 三条, 高田, 富山, 高岡, 福井, 長野, 上田, 松本, 諫訪, 大垣, 高山, 多治見, 蒲郡, 尾西, 碧南, 常滑, 浜松, 清水, 沼津, 三島, 豊橋, 岡崎, 瀬戸, 一宮, 津島, 刈谷, 半田, 津, 四日市, 桑名, 伊勢, 彦根, 草津, 長浜, 岸和田, 泉大津, 貝塚, 寝屋川, 門真, 枚方, 枚岡, 泉佐野, 河内, 大東, 松原, 富田林, 和泉, 羽曳野, 柏原, 河内長野, 姫路, 明石, 宝塚, 西脇, 高砂, 川西, 大和高田, 田辺, 新宮,

ホ	海南, 鳥取, 米子, 境港, 松江, 浜田, 倉敷, 玉野, 児島, 尾道, 三原, 福山, 因島, 大竹, 宇部, 小野田, 山口, 徳山, 岩国, 高松, 松山, 宇和島, 新居浜, 今治, 高知, 直方, 田川, 佐賀, 水俣, 宮崎, 延岡, 日田の各市 神奈川県中郡大磯, 二宮の各町, 三浦郡葉山町, 足柄郡箱根町, 静岡県庵原郡蒲原, 由比の各町, 田方郡長岡町, 岐阜県安八郡墨俣町, 西濃城郡青梅町
ヘ	上記以外の市町村

## (2) 北海道

(金額 単位千円)

種別	構造別	標準床面積	地区別	1戸り設工事費	建設工事費内訳			
					工事費			用地 用取 得造成費
					主体	屋外附帯	小計	
第1種	簡易耐火構造平家建	37.5m <sup>2</sup>	イ	740				114
			一般	700	570	56	626	74
			ハ	680				54
	簡易耐火構造2階建	44.5m <sup>2</sup>	イ	980				128
			一般	944	776	76	852	92
			ハ	920				68
	中層耐火構造	44.5m <sup>2</sup>	イ	1,244				136
			一般	1,206	1,008	100	1,108	98
			ハ	1,186				78
			特	ハ	1,274	1,090	106	1,196
第2種	簡易耐火構造平家建	33.0m <sup>2</sup>	イ	642				105
			一般	609	489	48	537	72
			ハ	585				48
	簡易耐火構造2階建	39.5m <sup>2</sup>	イ	864				111
			一般	834	687	66	753	81
			ハ	816				63
	中層耐火構造	39.5m <sup>2</sup>	イ	876	741	72	813	63
			一般	1,125				117
			ハ	1,092	918	90	1,008	84
			特	ハ	1,071			63
			特	ハ	1,152	993	96	1,089

## (2) 北海道

(金額 単位千円)

## 農山漁村向集合住宅

種別	構造別	標準床面積	地区別	1戸り設工事費	建設工事費内訳			
					工事費			用地 用取 得造成費
					主体	屋外附帯	小計	
第1種	簡易耐火構造平家建	50.0m <sup>2</sup>	イ	912	750	74	824	88
	簡易耐火構造2階建	50.0m <sup>2</sup>	特及び一般	1,034	862	84	946	88
	中層耐火造	50.0m <sup>2</sup>	一般	1,366	1,158	114	1,272	94
第2種	簡易耐火構造平家建	50.0m <sup>2</sup>	イ	912	753	72	825	87
	簡易耐火構造2階建	50.0m <sup>2</sup>	特及び一般	1,035	864	84	948	87
	中層耐火造	50.0m <sup>2</sup>	一般	1,365	1,158	114	1,272	93

## (地域別内訳)

## (1) 工事費

地区別	地城
特	離島振興法(昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき、昭和40年4月1日現在において指定さるている離島振興対策実施地域
一般	上記以外の地域

## (2) 用地取得造成費

地区別	地城
イ	札幌、小樽の各市
ロ	函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、留萌、苫小牧の各市
ハ	上記以外の市町村

別表第2 附帯事務費算出割合

(1) 公営住宅建設事業

内 地

事業主体の当該事業における建設工事費の合計額	附帯事務費算出割合	事業主体の当該事業における建設工事費の合計額	附帯事務費算出割合
0～16,000千円	3.7%	190,001～255,000千円	2.6%
16,001～20,000	3.6	255,001～340,000	2.5
20,001～27,000	3.5	340,001～450,000	2.4
27,001～35,000	3.4	450,001～600,000	2.3
35,001～45,000	3.3	600,001～820,000	2.2
45,001～57,000	3.2	820,001～1,100,000	2.1
57,001～80,000	3.1	1,100,001～1,450,000	2.0
80,001～105,000	3.0	1,450,001～2,000,000	1.9
105,001～133,000	2.9	2,000,001～2,700,000	1.8
133,001～170,000	2.8	2,700,001千円以上	1.7
170,001～210,000	2.7		

北海道

事業主体の当該事業における建設工事費の合計額	附帯事務費算出割合	
	道	市町村
0～11,000千円	3.2%	2.6%
11,001～30,000	3.1	2.5
30,001以上	3.0	2.4

(2) 次年度以降建設用地取得造成事業

(1)に同じ。

(3) 災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業

事業主体の当該事業における建設工事費の合計額のいかんにかかわらず、附帯事務費の算出割合は、2.7%とする。